

平成 29 年度定期監査の結果に関する報告  
(平成 30 年 4 月 13 日付け浜田市監査委員告示第 2 号)  
に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 第6 監査の結果

#### 1 健康福祉部

	指 摘 事 項	措 置 状 況
地域福祉課	<p>ア 社会福祉協議会補助金について</p> <p>県内各市においては、社会福祉法人の社会福祉協議会へ人件費を対象として補助金を交付しているが、それぞれ補助基準は異なっている。浜田市は、社会福祉協議会補助金交付要綱を平成 19 年度に定め補助金を交付しているが、その要綱によると補助対象経費は、「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」及び「市長が特に必要と認める経費」としている。現在、補助金額は、定額 85,000 千円としているが、その根拠は明確に定められていない。また、当該補助金については、浜田市議会の平成 28 年度決算認定において、人件費に対する補助の考え方は理解しがたいとして、基準を明確にするよう意見されているところであり、地域福祉課は算定根拠を明確にするための検討を進めることとしている。近年の介護事業所等の施設整備の状況から、社会福祉協議会への補助金は高額と考えざるを得ず、事業内容は、他の福祉団体が実施できない事業に取り組むことが求められる。また、社会福祉協議会の事務局長職は、市の職員が退職後に従事する可能性があることから、市民が疑念を持つことのないよう、説明責任を十分果たされたい。</p>	<p>補助金の算定については、補助対象とする社会福祉協議会の組織構成、人員、役職及び標準報酬を定めた上で算定する方式に改めるよう検討している。</p>
	<p>イ 公印の管理について</p> <p>地域福祉課では、福祉事務所長印を管理し、その印は市長印と同様に重要な印と考えている。現行では、職員が押印する際のチェックが行われていないが、市</p>	<p>福祉事務所長印についても、市長印と同様に公印審査を行うように改善した。</p>

	<p>長印と同様、起案書等との整合性のチェックを管理者等が行い、適切に公印として管理されるよう改善されたい。</p>	
健康長寿課	<p>ア 介護予防・日常生活支援事業について</p> <p>平成29年4月から介護予防・日常生活支援事業を開始し、従来に比べ利用できるサービス及び対象者が広がり、市民にきめ細やかなサービスを提供するため、効果的な支援の推進に力を入れている。その一方で、求められる業務範囲や内容は増加しており、司令塔としての役割を担い、業務の委託化に取り組む必要がある。</p> <p>また、閉じこもりの防止を目的に交流の場をつくることを推進しているが、例えば、目的地までの間にベンチを設置するなど、高齢者の立場に立った、都市環境整備に取り組むことも必要と考える。ソフト面だけでなく、高齢者が出かけやすい都市整備についても関係部と連携した対応を検討し、合わせて推進されたい。</p>	<p>介護予防・日常生活支援総合事業では、介護予防の視点でサービスが提供できる仕組みを市町村が主体となって実施していくものであり、地域の実情に応じて、地域や住民・NPO等の多様な主体によるサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりの推進に努める。</p> <p>高齢化の進展に対応した高齢者にやさしいまちの実現に向け、高齢者が安心して外出できる環境整備に取り組んでいくことは重要なことであり、関係する部署等との連携した対応に努める。</p>
	<p>イ 認知症サポーター養成講座について</p> <p>認知症への理解を深め、地域で支え誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を学校や民間企業等で開催し、普及啓発に努めている。認知症について基礎的なことを学ぶことは、市民との対応業務を主とする市の職員にも必要であるため、職員を対象とした養成講座の開催を検討し、認知症に理解のある職員の育成を図られたい。</p>	<p>市政におけるそれぞれの場面において、市職員として認知症高齢者に応対することも増えるものと予測される中、認知症を正しく理解し支援することで、認知症の人や家族を見守り、認知症になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを展開することを目指し、本年8月8日に、市職員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催した。</p>

子育て支援課	<p>ア 児童扶養手当返還金の過年度収入未済について</p> <p>児童扶養手当返還金の平成28年度収入未済決算額は、1,288,280円となっており、滞納整理に取り組んではいるが、返還には至っていない状況となっている。返還金は、児童扶養手当受給者が遡って年金等を受給したため返還が必要となったものであるが、対象者の経済状況等を考慮すると、返還金の発生が起きない仕組みづくりが必要であると考え。今後当該収入未済額が増加することがないよう、関係機関との連携について検討されたい。</p>	<p>児童扶養手当について、年度途中での所得更正や遡及での年金受給を防ぐことはできないため、一定程度の返還金の発生は起こりうると考えているが、申請時及び毎年8月の現況届出時には児童扶養手当受給者全員に年金の受給の有無について聴取しているほか、年金受給の有無について医療保険課や日本年金機構と連携し確認を行うこととしており、返還金の発生をできるだけ防ぐような措置を講じている。</p>
	<p>イ 放課後児童クラブの運営について</p> <p>小学校4年生未満から全学年までを対象を拡充した放課後児童クラブは、小学校の敷地内に設置されている場合が多い状況から、小学校との連携は必要不可欠であると考え。入会希望児童の増加、適切な支援を必要とする児童への指導を行う上で、運営に問題が起こることがないよう、教育部との連携を十分図り、適切な事業実施に努められたい。</p>	<p>学校用の「放課後児童クラブのしおり」を作成し、各学校に配布及び内容説明を行い、協力体制を依頼した。</p> <p>また、気になる子どもについて、学校と連携を強化して対応に当たった。</p>

## 第7 総括意見

### 1 文書事務管理について

指摘事項	措置状況	
	部 課	
<p>全ての課において、多少の差はあるが起案用紙の決裁日、施行欄、情報提供欄及び文書分類欄の記載もれや記載誤りが見受けられた。何度も指摘しているが、特に決裁日については意思決定日を示す重要なものであるため、起案者に決裁文書が戻った後、漏れがないよう確認する体制づくりに努められたい。</p> <p>また、決裁日記入欄等に、消せるボールペン、鉛筆を使用しているものが見受けられた。消せるボールペンについては、従前より公文書作成上の</p>	健康福祉部 健康長寿課	指摘のとおり、事務の改善に努める。

<p>使用が好ましくないことを指摘しており、昨年度も会計課から庁内回覧で注意喚起されている。</p> <p>これらの指摘事項は、所属長等の聞き取りにおいて共通認識されているが、事務においては徹底されていない。改善策として、起案者はもとより決裁文書に押印する上位者及び決裁権者が特段の意を配し、その重要性が浸透するよう定期的に管理職の文書事務管理研修を開催する等、チェック機能の強化を図りたい。</p>		
--	--	--

#### 5 旅費支払事務について

指 摘 事 項	措 置 状 況	
	部 課	
<p>ほとんどの課において、出張命令簿に命令日、支出費目、概算及び精算欄の記載もれが見受けられ、特に支出費目、精算欄の記入についての記載もれが目立っている。（健康長寿課、農林振興課、観光交流課、金城支所、旭支所、農業委員会）また、出張命令簿と出張復命書で相違点（用務先・日付等）があるものが散見された。（地域福祉課、健康長寿課、子育て支援課、産業振興課、広島市場開拓室、観光交流課、農業委員会）</p> <p>支出費目、精算欄の記入については、旅費の支払もれがないか確認する上でも重要なものであることを認識し、必ず記載するように習慣づけされたい。</p> <p>また、予算担当者においては、遅くとも年度末には関係書類を突き合わせて整合性を図るよう整理し、記入もれのないよう二重チェックを徹底されたい。</p>	<p>健康福祉部 健康長寿課</p>	<p>指摘のとおり、事務の改善に努める。</p>